

早期震災復興を推進するための 地震保険制度改善に関する一試案

～住宅ローン借入世帯に対する地震保険加入義務化による地震保険料の低減効果～

A Draft Proposal on the Japanese Earthquake Insurance System
Improvement Enhancing Rapid Earthquake Disaster Reconstruction

～Effect of Reducing Earthquake Insurance Premium

by Making Earthquake Insurance Compulsory for Mortgaged Homeowners～

関西大学大学院 社会安全研究科

奥 見 文

Graduate School of Safety Science,
Kansai University

Aya OKUMI

防衛大学校

矢 代 晴 実

National Defense Academy

Harumi YASHIRO

SUMMARY

Japan is one of the most earthquake-prone country in the world, and has repeatedly experienced serious major damages. No matter how serious the impact of earthquake disasters, each and every time, the reconstruction has been successfully achieved. Although Japan is currently mobilizing all efforts towards the reconstruction from the Great East Japan Earthquake, there is an imminent need to prepare for the threat of Tokai, Tonankai and Nankai earthquake and Tokyo Metropolitan earthquake that may occur within 50 years. This indicates the preparation for future earthquake disasters becomes one of the most important issues for the government and people living in Japan as well.

In this paper, the current earthquake insurance system that still has plenty room for improvement such as low participation rate (26.01%), high premium and surrounding conditions (insurance mechanism and coverage) are focused, and a new approach on its improvement is introduced by reviewing issues that prevent homeowners from participating. As a specific result, the average annual premium for 10 million yen insurance coverage could be reduced from 11,760 yen to 7,395 yen if all mortgaged homeowners participate in the earthquake insurance like fire and group credit life insurance when financing house loan.

Key words

earthquake insurance, mortgaged homeowner, earthquake insurance premium, earthquake insurance participation rate, disaster reconstruction

1. はじめに

地震の事典によると、1901年から2000年の間に、マグニチュード8以上（死者1,000人以上）あるいは死者10万人以上の地震は世界で16回発生しており、そのうち日本周辺では5回が発生、31.25%を占めている⁽¹⁾。また、1994年から2003年までの100年間にマグニチュード6以上の地震の発生数は、世界全体で960回、この間、日本周辺で発生した同規模のものは220回であり、世界全体の22.92%の地震が発生している⁽²⁾。さらに、東日本大震災が起きた2011年に世界全体で発生したマグニチュード6以上、または死者を伴った地震は291回である⁽³⁾。この間、日本周辺で発生した同規模のものは138回であり、世界全体の47.42%の地震が発生している⁽⁴⁾。その割合からも分かるように、わが国は世界有数の地震多発国であり、地震の危険性が非常に高い地域である。

例えば、2011年3月11日に発生した東日本大震災（マグニチュード9.0）の死者・行方不明者は18,591人⁽⁵⁾、経済被害は約16兆9千億円⁽⁶⁾にもなる。また、1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では死者・行方不明者が6,437人⁽⁷⁾、経済被害は約9兆6千億円⁽⁸⁾であった。

大規模地震災害によって引き起こされる甚大な被害は、人の生命を奪うだけでなく、公共インフラや家屋などの財産を破壊することにより、被災者の生活復旧・復興に深刻な悪影響を与えている。

一般的に、被災者が被災からの復興感を感じるようになるのは、①職（安定的な生活費）の確保、②住居（継続的な居住地）の確保、③周辺地域（地域コミュニティ）の復旧であるといわれているが、近年、法制度や景気低迷のあおりを受けて、住居の確保、特に個人による住宅

再建が困難となっており、その解決が重要な課題のひとつとなっている⁽⁹⁾。

近い将来、首都直下地震や東海・東南海・南海地震等の大規模地震の発生が懸念されている。そのため、次の地震災害に備えて、住宅再建施策について何らかの有効な対策を早急に講じる必要性が極めて高いと考える。

住宅再建支援策に関しては、阪神・淡路大震災直後の1998年5月（平成10年）に被災者生活再建支援法が成立し、その附則で、「住宅が全半壊した世帯に対する住宅再建支援のあり方」について検討を行い、必要な措置を講ずることと規定されているほか、附帯決議においても「法施行後5年を目途として総合的な検討を加え、必要な措置を講ずる」こととされている。その後、2003年4月（平成16年）の改正により、住宅再建に300万円⁽¹⁰⁾の公的支援がなされることとなり、現在に至っている。被災者の住宅再建にあたっては、義援金による多額で多数の善意に寄る支援も期待できるが、例えば、新潟県中越地震では216万円/世帯（総額88億6,889万円）、普賢岳噴火災害では3,219万円/世帯（総額230億円）、阪神・淡路大震災では40万円/世帯（総額1,791億円⁽¹¹⁾）とまちまちで、被災前と相応の住宅を十分に再建できるケースもあれば、頭金にすらならないケースもある等、住宅再建支援策としては、安定性を欠いている。

そこで、現在の地震保険制度を強化・改善し、被災者自らによる、個人の事情・希望に添った住宅復旧・復興を迅速に推進することにより、被災者・被災地域の早期復旧・復興に加え、大量の公的住宅の建設や、仮設住宅との二重インフラ投資の無駄排除を進める必要がある。

わが国における地震保険制度は、1966年（昭和41年）5月に「地震保険に関する法律⁽¹²⁾」と「地震再保険特別会計法⁽¹³⁾」が施行されて以来46年間の歴史があり、その加入率は地震災害が

発生する度に徐々に上昇し、責任準備金⁽¹⁴⁾もそれなりに確保できているものの、高額な保険料や市民の危険性の認識の不足をはじめとするさまざまな課題があり、未だ、わが国の地震災害の発生頻度や住宅再建経費に比して、必ずしも十分なものとは言えない。

そこで、本稿では、地震保険への加入率向上によるリスク分散や保険料の低減化、積立金額の十分な確保に向けた新たな取り組みを提案するとともに、その制度の改善に必要な手続きや施策等について考察する。

2. 地震保険制度の変遷

1966年に発足したわが国における地震保険制度の歴史は、損害保険の歴史⁽¹⁵⁾と照合すると比較的浅い。地震多発国であるにも関わらず、地震保険制度の創設が困難とされてきた理由としては、生命保険や火災保険と異なり、地震災害による被害は、①大数の法則⁽¹⁶⁾で発生頻度を捉えがちなためであるが、短期的に見るとその発生確率には誤差が非常に大きく、大数の法則を適用できない、②1回の災害で、巨額の損害（保険会社にとって巨額の総支払額）をもたらす可能性がある、③発生地域の偏在から、地域的・時期的に逆選択のおそれがある等が主に挙げられる。

しかし、わが国において地震保険制度に関する議論が全くなされなかった訳ではない。

現在のような地震保険制度が創設されるまでには、幾度となく地震保険制度に関する構想や立案がなされてきおり、1944年（昭和19年）4月から1945年（昭和20年）12月までには国営地震保険制度⁽¹⁷⁾が実施され、1949年（昭和24年）には地震保険法要綱案⁽¹⁸⁾、1956年（昭和31年）には、火災保険の地震危険拡張担保特約⁽¹⁹⁾が、1964年（昭和39年）には地震保険引受要綱第I案、第II案⁽²⁰⁾等がまとめられていた。

このような議論や試行段階を経て、地震保険

に関する法律、および地震再保険特別会計法が制定され、損害保険会社によって出資・設立された日本地震再保険株式会社や他の再保険会社も認可されることになり、1966年（昭和41年）6月に家計分野の地震保険法制度が創設された。

発足当時の地震保険制度の内容は、①保険の対象は居住用建物（併用住宅を含む）および家財（生活用動産）、②補償される損害は地震、噴火、津波を原因とする損害、③全損のみ担保、④保険金額は主契約（火災保険契約）の保険額の30%、建物90万円、家財60万円を限度、⑤地域別、構造別に保険料率に差をつける（格差が大きくなるようにする）、⑥再保険を国が引き受ける超過損害再保険方式を採用すること、⑦1回の地震災害の保険金総支払額の限度は、3,000億円、等であった⁽²¹⁾。その後、度重なる地震災害に見舞われるなか、地震保険制度は、補償条件、付帯割合、加入限度額、保険料率、1回の地震災害によって支払われる保険金総支払限度額を中心に見直されてきた。

その結果、今日の地震保険制度の内容は、①補償条件の拡大（全損のみの補償から、建物・家財・は全損、半損、一部損）、②付帯割合の増加（30%から30%～50%）、③加入限度額の増加（建物：90万円から5千万円、家財：60万円から1千万円）、④1回の地震災害の保険計金総支払限度額の増額（3千億円から6兆2千億円）等の拡充がおこなわれるなど、社会、経済情勢の変容に伴い改善されてきた⁽²²⁾。

東日本大震災で支払われた地震保険金額は、2012年3月末時点で約71万件、約1兆1,954億円（民間：約6,552億円、政府：約5,402億円）⁽²³⁾であったため、民間損害保険会社による支払準備金は著しく減少し、震災前の水準をはるかに超えている積立不足の解消には約20年間を要すると報告されている⁽²⁴⁾。そのため、1回の地震災害の保険金総支払限度額6.2兆円のう

表1 地震保険制度の変遷

	1961	1980	1991	1996	2005	2008	2012
契約の対象 補償する損害	居住の用に供する建物生活用動産						
補償条件	地震・噴火・津波						
保険金の 支払い割合	全損のみ担保 建物：全損, 半損 家財：全損, 半損	建物：全損, 半損 家財：全損, 半損	建物：全損, 半損 家財：全損, 半損	建物：全損, 半損, 一部損 家財：全損, 半損, 一部損	建物：全損, 半損, 一部損 家財：全損, 半損, 一部損	建物：全損, 半損, 一部損 家財：全損, 半損, 一部損	建物：全損, 半損, 一部損 家財：全損, 半損, 一部損
付帯割合	30%	30%	30%	30%	30%	30%	30%
加入限度額	建物：90万円 家財：60万円	建物：1000万円 家財：500万円	建物：1000万円 家財：500万円	建物：1000万円 家財：500万円	建物：5000万円 家財：1000万円	建物：5000万円 家財：1000万円	建物：5000万円 家財：1000万円
付帯方法 / 対象契約	次の契約に自動付帯： 住宅総合保険 店舗総合保険 月掛住宅保険 月掛店舗保険						
1回の災害 の保険金総 支払限度額	3,000億円 内訳： 政府 2,700億円 民間 300億円	1.2兆円 政府： 1兆162億5千万円 民間： 1,837億5千万円	1.5兆円 政府： 1兆2,715億5千万円 民間： 2,285億円	3.1兆円 政府： 2兆6,884億円 民間： 4,116億円	5兆円 政府： 4兆1,221億9千万円 民間： 8,778億1千万円	5.5兆円 政府： 4兆3,012億5千万円 民間： 1兆1,987億5千万円	6.2兆円 政府： 5兆7,120億円 民間： 4,880億円

「日本の地震保険—日本の地震保険制度」損害保険料率機構、および日本地震再保険株式会社の資料を基に作成

ち、民間の負担額は4,880億円に見直された。総支払限度額の引き上げについては、近い将来発生する可能性がある地震災害を踏まえると歓迎するところだが、その負担のほとんどが政府によるものであるという状況は自助努力に欠き、公的依存を助長する印象があるため、必ずしも健全なものとはいえない。

3. 現行の地震保険制度の実態と課題

現行の地震保険制度は、「地震保険に関する法律（地震保険法）」において、被災者の生活の安定に寄与することを目的としており、住宅再建を目的としていない。基本的な補償額は「残存評価額」であり、被災前と相応の住宅を再建するための資金としてはこころもとない。

また、地震災害には他の災害と比較するとそのリスクの特異性（①地震の発生時期、規模、頻度の予測困難、②地震の発生について短期的な予測困難、③地震の発生場所、規模、時季・時刻等により被害額が大きく異なる、④巨大災害、広域損害をもたらす可能性が高く想定保険金支払額が、短期的に損害保険会社の負担能力を大きく超える等）が複雑に絡んでいる。こうしたことから、短期間の保険収支を基本とする民間損害保険会社のみで、地震保険制度を維持・運営することは不可能である。

そこで、長期間にわたる地震発生予測を基礎に収支を均衡するような制度を設計する必要性があり、民間の損害保険会社が引き受けた地震保険契約を政府が再保険の提供を行う形の官民共同方式で運営されている。具体的には、民間の損害保険会社が加入者から引き受けた地震保険料は再保険料金として、日本地震再保険株式会社によって徴収、積み立て、市場金利に近い金利で運用されており、地震災害の発生により支払い義務が生じると、その積立金を充てる仕組みになっている。仮に支払い額が不足する場

合は、政府の一般会計から資金の借入れを行い、借入資金の返済はその後の再保険収入から行っていく。そのため短期的に赤字になることがあるが、長期的な観点でみると収支は赤字にならないように設計されており、制度上国民に更なる負担をかけることがないような仕組みになっている。

今日、国民の地震保険への加入率は、東日本大震災後の2012年3月時点でさえ、26.01%に留まっている⁽²⁵⁾。1994年度の加入率（9.0%⁽²⁶⁾）と比較すると約17%も向上してはいるものの、地震災害に見舞われた地域全体の復興や、被災者の大部分の生活再建を公的な支援金・義援金に代わって支える制度であるとは未だにいない。

さらに、首都直下地震や南海トラフ巨大地震等、近い将来発生が懸念され、短期的に発生確率が高まっている災害により被害を受ける可能性が高い地域の地震保険加入率が他の都道府県と比較すると高いこと等に鑑みると、長期的な収支では赤字になりにくい設計を行っている制度ではあるものの、短期的に大きな赤字を背負う可能性が高い状況となっている。つまり、現在の加入者の状況では、民間損害保険会社による積立額は十分ではなく、政府の負担、強いては国民全体の負担が大きくなる可能性が極めて高い。

したがって、地域的なバランスも踏まえた地震保険への加入率の向上が、制度の維持・運営を含め、被災地の迅速な復興を成し遂げる上で重要なポイントである。

損害保険料率算出機構が2009年に行った「地震危険に関する消費者意識調査」によると（表2参照）、国民が地震保険に加入しない主な理由として、①住民側における、地域や住宅の危険性に関する認識の欠如、②地震保険の内容への不満（保険料が高額、住宅再建資金としては補

表2 地震保険に加入しない主な理由

	主な理由
1	自分の居住する地域では地震は起きないと思っている
2	自分の居住している住宅は建築基準法をクリアしていることや耐震性の高い家であるため、地震が起きても損害はないと思っている
3	地震共済に加入している
4	保険内容に魅力がない（保険金額が低く住宅が再建できない）
5	保険料が高い（絶対額が高、割高）
6	古い建物であり後継者もない / 時価が低く時価での支払いであっては十分な補償にならない
7	近い将来建て替えの予定があり、加入の必要性を感じない
8	住宅ローンがなく住宅保険に加入する必要性を感じない
9	保険料を支払う余裕がない
10	公的支援・義援金がある
11	貯蓄があり保険の必要性を感じない
12	貸家・保険の必要性を感じない
13	賃貸住宅なので、保険に加入する必要がない
14	地震保険について知らない、内容がよく分からない

備考：損害保険料率算出機構「地震危険に関する消費者意識調査」（平成21年調査）の結果を基に作成
注：アンケート結果の項目は順不同

償額が低い等）、③支援金・義援金といった公助・共助への過度の依存・期待、④ローンが終了している等により住宅が倒壊しても直ちに生活に支障が出ない等の回答がある。

つまりこれらの結果は、地震保険を販売する側（民間の損害保険会社のインセンティブの問題⁽²⁷⁾）と加入側である住民の防災、特に地震災害に対する認識や自助努力が十分でないことを示しているといっても過言ではない。

なぜならば、わが国の火災保険の加入率は59%、生命保険の加入率は90%を超えており、その年間平均保険料金は、火災保険は53,000円、生命保険は45万円である等、地震保険と比較して、一概に著しく安価で費用対効果が高いとは

いえないからである⁽²⁸⁾。これらの違いは、加入者のリスク評価・認識を反映しているともいえるため、今後、地震保険については、正確なリスクの捉え方やリスク分散の方法を周知・広報することが重要だといえる。

4. 制度の改善に関する試案

先にあげられた問題点を個別に検討をしていくこととする。

4.1 住民側における、地域や住宅の危険性に関する認識の欠如

地域の危険性に関しては、文部科学省が所管している、地震調査研究推進本部、内閣府（中央防災会議）による地震による被害想定、各都道府県等地方公共団体による地震の被害想定、ハザードマップの周知等々、さまざまなツールで周知が進められている。これらはインターネット等でわかりやすく、詳細に解説されている。

また、住宅の危険性については、耐震診断や耐震改修計画策定に対する補助金の支給により、住民の認識の向上が期待されているほか、補助金の支給や税控除等により、耐震改修も強力に推進されている。

しかしながら、平成20年度で、全国の住宅の耐震化率は79%⁽²⁹⁾でしかない。静岡県などは、かねてより東海地震の危険性が指摘されており、2001年（平成13年）より「TOUKAI-0」をキャッチフレーズに、住民自身による地震対策の必要性を、強く周知・啓発し、効果を上げている。東日本大震災の記憶もあたらしい今日、地震保険制度の目的を含め、住宅再建方策として抜本的な改善の機運を高める必要がある。具体的には、一部の住宅所有者については保険加入を義務化したり、個人の希望に合わせた補償の選択の自由度を増す等、これまでの住宅倒壊リスクの周知・啓発に加え、一歩踏み込んだ取り

組みが必要であると考える。

4.2 支援金・義援金といった公助への過度の依存

政府の支援金については、生活再建支援法にもとづく支援金のほか、義援金、地方公共団体による支援金がある。

しかし、過去の経験から、その金額は災害規模が大きくなればなるほど個人単位でみると支援金額が少なくなっており、早期支援の必要度と反比例している。こうした状況では、多くの被災者が被災前に居住していた地域で住宅を再建することが困難であり、被災公営住宅に移転することを余儀なくされることにより、地域経済や地域コミュニティの崩壊をまねくこととなる。

多くの住民が、自力での住宅再建を行うことが、地域全体にとっても利益であることから、単に周知・広報するだけではなく、災害復旧時の公費負担額の範囲内で、国や地方公共団体が地震保険料に対して直接補助を行うことも検討に値するのではないかと。

4.3 地震保険の内容への不満（保険料が高額、住宅再建資金としては保険金（補償額）が低い等）

本稿では主にこの課題に対する改善策の提案を行っていきたい。

(1) 保険料が高額であるから入れない（あるいは、入らない）

保険料が高額であるから入れない（あるいは、入らない）というのは、地震保険制度の致命的な欠点である。

地震保険モデルの設定や、国民の希望する保険料の試算については、本来、地域、年齢層、居住年数等のバランスを考慮した大規模アンケート等による国民の意向調査が必要であるが、

本稿では、筆者において試算モデルを設定し、現行の平均保険料率と比較することにより、改善の方向性を見つけていくこととし、次の項において詳細に分析を行う。

(2) 住宅再建資金としては保険金（補償額）が低い

この点についても、現行の地震保険制度の目的・考え方の転換が必要である。

先にもふれたが、現行の地震保険制度は、「地震保険に関する法律（地震保険法）」において、被災者の生活の安定に寄与することを目的としており、住宅再建を目的としていない。したがって、火災保険の30%~50%で加入し、その補償額は、時価（残存評価額）とされている。

住宅再建が地域の早期復興に与える好影響の大きさに鑑み、生命保険や傷害保険等と同様、住民側で補償額を設定し、見合った保険金をかける制度への転換が必要と考える。規模は小さいながら、実質的に兵庫県が運営する「兵庫県住宅再建共済制度⁽³⁰⁾」や民間機関による「地震補償保険リスタ⁽³¹⁾」等、再建支援のための制度が芽生えていることは、今後の地震保険制度のあり方に大きな示唆を与えているものと期待している。

5. 地震保険料を低減するための方策

5.1 保険規模の増大策

一般的に、地震保険制度は、特定の地域が保険加入者の大きなウェイトを占めるような状況では、運営が不可能である。これは、ひとつの地震の発生により、加入者の大多数が補償対象となることや、そもそも補償額が莫大となることが要因である。こうした場合、保険会社では、①保険料を非常に高額に設定するか、②保険金（補償額）を少なく設定するか、③再保険率を非常に高く取るか、という選択になる。場合によ

っては、④保険料の積立額に連動した保険金（補償額）の設定という事になるのかもしれない。①、②、④については、保険の魅力が乏しいため加入者が減るであろうし、③については、民間の保険会社にとって魅力がないので、経営上、保険が設定されない。

また、保険加入者が少なくても、運営が不可能である。これも莫大な保険金（補償額）に合う金額を、小人数の保険料で積み立てることとなるので、上記と同様の状況に陥る。

それでは、どうすれば、多様・多彩な地域、状況・条件の違った多数の加入者を地震保険に加入させることが可能となるのだろうか。

本稿では、住宅ローンの設定の際に、地震保険への加入を義務付けることを提案する。

これまでの検討において、被災者による住宅再建にとって最も重要な要素は、再建費用の捻出である。我々は、阪神・淡路大震災の際、住宅が全壊しても残存ローンを払い続けなくてはならない被災者の悲惨な状況を目の当たりにしてきた。こうした状況に鑑み、住宅ローン設定者に対する地震保険の付帯義務化については、「住宅所有者のためである」との説明を十分に行えば、一定の理解が得られるものと考える。

他にも、例えば、実質的に兵庫県が制度を創設し、維持・運営をおこなっている兵庫県住宅再建支援共済では、災害義援金のイメージで、「持ち家者の共助の仕組み」として周知・広報し、例年発生する水害等の際の支払実績等を強調して加入を働きかけている事例もある。ただし、制度創設後7年あまりが経過したが、周知・広報のみでは、加入率は8%⁽³²⁾程度と十分に浸透していない。

5.2 資金計画の長期間モデルの設定

地震の発生間隔は、地球時間ではかることから、超長期、しかも誤差も数十年単位となるの

が一般的である。したがって、保険料率の積算・検討にあたっては、超長期間のスパンで検討を行う必要がある。

6. 地震保険制度の改善のための検討

わが国における従来の地震保険料率の算出方法としては次のようになっている。

そもそも、地震災害については、短期間のデータでは大数の法則を適用することができない。そこで、2007年9月までの算出方法としては、過去約500年間に発生して、かつ、被害をもたらした375の被害地震データに基づき、純保険料率を算出する方法が採られてきた。具体的には、これら375の地震が現在の状況下で再来したものと仮定した場合に地震保険で支払われる補償金額がどのくらいになるかを予想し、それを500年で除し、保険金額で除することにより保険料率を算出し、さらに建物の所在地域ごとの地震危険度や、建物の構造（木造か非木造か等）等に応じたリスク率を勘案して算出されていた。2009年10月以降は、地震調査研究推進本部による「確率論的地震動予測地図」が公表されたことに伴い、それまでの算出方式を基に、将来被害をもたらす可能性のあるすべての地震（約73万震源モデル）を加味し、損壊率、焼失率及び流失率などを勘案するなど、より精度の高いデータを使用している⁽³³⁾。

6.1 試算モデルの設定

本稿で地震保険制度の改善策を検討するにあたっては、政府等の公表した信頼性の高いデータを用い、できるだけ単純化したモデルを設定する。

(1) ローン設定者数と地震保険加入者数

財務省の地震保険制度に関するプロジェクトチーム第3回議事要旨（平成24年6月1日）に

よると、わが国全体で地震保険に加入している持ち家・住宅ローン世帯は6割である。つまり持家世帯57,585,900世帯のうち、住宅ローンを設定しているのは19,004,725世帯、そのうち、地震保険に加入している人は11,402,835世帯に過ぎない⁽³⁴⁾。本稿では、住宅ローンを組みながら、地震保険に加入していない人の全てを保険加入させることで、どの程度、地震保険料が低減できるかを検討する。

(2) 保険金額

地震保険業界では、一般的に、住宅1戸を1,500万円と積算するケースが多いようであるが、積算のしやすさ等を考慮し、補償金額については、便宜的に、近似値である、全壊1,000万円、半壊500万円として計算する。なお、住宅の規模が大きい場合や、豪華であるなど、保険加入者が、再建資金に2,000万円や3,000万円の補償が必要と考える場合は、これから算定する保険料金の2倍、あるいは3倍の掛金を払うことで加入が可能とする。柔軟な制度とすることにより、1人の高額保険への加入で、2人、3人の加入と同様の効果が期待できる。

(3) 地震の発生確率等

地震の発生確率については、海溝型地震については、発生間隔・確率の評価が確立されている政府の地震評価推進研究本部のデータを使用する（表6）。断層型地震については、未知の活断層等、現在の調査や科学では解明されていない断層への対応の問題等、未だに、発生間隔・確率の評価が十分に確立していないことから、過去100年間の発生実績をデータとして使用する（表5）。

(4) 被害想定

被害想定については、内閣府の行った被害想

定を基本に、季節、時間で被害の様態に幅のあるものについては、その平均値を使用する。

(5) 世帯動態および、建物動態

今後100年間を見通す時に、世帯数や建物の動態がその基礎となるが、100年間を試算した信頼性の高いデータがない。内閣府の高齢社会白書（平成24年版）の我が国の人口の見通しによると、2060年には8,674万人と約4,000万人が減少するが⁽³⁵⁾、その人口減少率を、そのまま世帯数の減少率や建物の減少率に適用できるとは限らない。また、世帯数や建物数が減少することにより、全建物に占める保険加入建物数（ローン世帯）が増える可能性もある等、将来予測が非常に困難である。そこで、本稿では現時点の世帯数や建物数を積算基礎として試算を行う。

(6) 物価等

物価上昇率および、運用利率については今後100年間を試算した信頼できるデータがないことから、本稿では考慮しない。

なお、物価上昇率と住宅所有者が必要と考える補償金額の上昇率は比例する事が容易に想定されることから、物価上昇は、今回の試算の結果に大きな影響を与えないものと考えている。

(7) 地震の危険性の差や、耐震強度等により保険料を割り引き

本来であれば、地域による地震の危険性の差や、建物の構造種類による耐震強度等により保険料を調整する「危機細分化保険」の設定が必要だと考えるが、試算モデルの単純化のため本稿においては考慮しない。

表4 過去100年間に発生した地震

年	地震	規模	タイプ	全壊	半壊
1900	宮城県北部地震	7	断層型	44	2
1905	芸予地震	7.3	断層型	64	125
1914	秋田仙北地震	7.1	断層型	640	575
1914	桜島地震	7.1	断層型	120	195
1923	関東大震災	7.9	海溝型	109,713	102,773
1924	丹沢山塊地震	7.3	断層型	-	-
1927	北丹後地震	7.3	断層型	27,330	9,539
1930	北伊豆地震	7.3	断層型	2,240	5,516
1933	三陸沖地震	7.9	海溝型	16,335	
1938	福島県東方沖地震	7.5	海溝型	20	71
1940	神威岬地震	7.5	海溝型	26	7
1944	東南海地震	7.9	海溝型	35,349	61,068
1946	喜界島近海地震	8	海溝型	-	-
1948	福井地震	7.1	断層型	40,035	11,816
1952	十勝沖地震	8.2	海溝型	926	1,324
1964	新潟地震	7.5	断層型	1,960	6,640
1968	十勝沖地震	7.9	海溝型	646	2,885
1978	宮城県沖地震	7.4	海溝型	1,183	5,574
1978	伊豆大島近海地震	7	断層型	56	460
1983	日本海沖中部地震	7.7	海溝型	929	1,616
1993	釧路沖地震	7.8	海溝型	53	254
1994	三陸はるか沖地震	7.6	海溝型	72	429
1995	兵庫県南部地震	7.3	断層型	111,942	144,274

地震：理科年表（平成25年第86冊）を基に作成
全壊・半壊：各被災都道府県ホームページのデータを基に作成

(8) 試算

今後100年間に、地震によりどの程度住宅被害（棟数、程度）が生じるかを積算し、住宅全体に占める地震保険加入者の割合から、地震保険加入者所有の建物の被害棟数、程度を割り出し、全壊1,000万円、半壊500万円を掛けて、必要保険積立額を積算する。

①断層型地震

全壊184,431世帯×1,000万円+半壊179,142棟×500万円)

表5 (断層型) 今後100年間の地震による住宅被害実績

地震名	規模	全壊棟数	半壊棟数
宮城県北部地震	7	44	2
芸予地震	7.3	64	125
秋田仙北地震	7.1	640	575
桜島地震	7.1	120	195
丹沢山塊地震	7.3	-	-
北丹後地震	7.3	27,330	9,539
北伊豆地震	7.3	2,240	5,516
福井地震	7.1	40,035	11,816
新潟地震	7.5	1,960	6,640
伊豆大島近海地震	7	56	460
兵庫県南部地震	7.3	111,942	144,274
合計		184,431	179,142

地震：理科年表（平成25年第86冊）の過去100年間の被害実績を基に作成
全壊・半壊：各被災都道府県ホームページのデータを基に作成

②海溝型地震

(全壊 1,303,038 世帯×1,000 万円+半壊 1,602,812 棟×500 万円) × 100 / 各地震の発生間隔

表 6 (海溝型) 今後 100 年間の地震による住宅被害想定

地震名	規模	発生間隔	全壊棟数	半壊棟数
東海地震	8	112	283,333	389,654
東南海・南海地震	8.6	113	405,316	557,411
三陸沖から房総沖-津波	8.6~9	103	-	-
三陸沖から房総沖-正断層	8	525	-	-
三陸沖北部地震	8	97	8,900	12,240
宮城県沖地震	7.0~7.3	32	21,000	28,880
三陸沖南地震	7.9	109	-	-
福島県沖地震	7.7	206	4,891	7,726
茨城県沖地震	6.9~7.6	26	16,153	22,214
十勝沖・根室沖地震	7.1	72	9,100	12,515
根室沖・釧路沖地震	7.9	72	5,000	6,876
色丹島沖地震	7.8	72	700	963
択捉島沖地震	8.1	72	300	413
色丹島沖・択捉島沖地震	7.1	11	-	-
千島海溝(浅)	8.2	83	-	-
千島海溝(深)	7.5	27	-	-
安芸灘・道後水道地震	6.7~7.4	67	-	-
日向灘北部地震	7.6	200	14,367	30,199
日向灘南部地震		24	22,644	45,924
与那国島周辺地震	7.8	100	-	-
大正型関東震災	7.9	300	103,834	142,798
首都直下東京湾北部地震	7.3	24	407,500	346,000
合計			1,303,038	1,602,812

地震：文部科学省地震調査研究推進本部「海溝地震の長期評価の概算 海溝型地震の今後 10, 30, 50 年以内の地震発生確率」を基に作成

全壊 / 半壊：被災が予想される各自治体の被害想定を基に算出

注：「-」は被災が予測される自治体において被害想定が公開されていない

③保険加入者にかかる必要積み立て金額

(今後 100 年間の想定払出保険料金)

(①+②) × 想定保険加入者数 (従来保険加入世帯 14,088,665⁽³⁶⁾ 世帯 + 地震保険未加入ローン世帯 7,601,890 世帯 / 全住宅数 57,585,900 世帯

$$= 42,586,602,788,975 \text{ 円}$$

この結果を、保険加入者数で除し、100 年で割れば、1 年あたりの保険料が算出できる。

$$42,586,602,788,975 \text{ 円} / \text{保険加入世帯 } 21,690,555 \text{ 世帯} / 100 \text{ 年} = 7,395 \text{ 円} / \text{年}$$

現在の保険料の平均は、11,760 円 / 年⁽³⁷⁾であるから、ローン加入時に加入を義務付けるだけで、従来より 4 割程度安価な保険料率を設定することが可能となることがわかった。

7. 住宅ローン借入世帯の地震保険加入の義務付け、および義務付けを制度化するために必要な規則

わが国の住宅ローン貸付残高は 174.6 兆円 (2009 年時点)⁽³⁸⁾である。住宅ローンを組む際には団体信用生命保険、火災保険、債務返済支援保険等への加入の強制が一般的である。しかしこの加入の強制には法的根拠はない。それにも関わらず、この制度が長きに渡って定着している理由として考えられるのは、住宅再建にかかる費用および焼失した住宅のローンを債務者が返済し続けなくて良いからである。つまり、これは金融機関が貸付金を回収し損じることを防ぐ対策という位置づけである。

そこで、地震保険の加入についても同様の考えの下、義務化を制度化できないだろうか。

現在、住宅ローンを組んでいる世帯で地震保

険を付帯していない世帯が約40%⁽³⁹⁾もあり、単純に計算するとその額は約69.84兆円にも及んでいる。つまり、この69.84兆円は地震災害には全くの無防備であり、金融機関としても回収不可能になる可能性が極めて高い。

東日本大震災では、国の支援によって被災ローン減免制度が設立された。これは被災者の状況に応じて、震災前の住宅ローンを中心とした債務を免除または一定の割合で減額や約定返済停止等を行っている。約定返済を一時停止している住宅ローンの債務者は525人、その債権額は77億円にも及んでいる⁽⁴⁰⁾。また、震災後住宅ローンの条件変更契約を正式に締結した住宅ローン債務者は6,541人、その債権額は925億円にもなる⁽⁴¹⁾。

被災ローン減免制度が適応される主な地域は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県である。それらの地震保険の加入率は、青森県(14.53%)、岩手県(12.29%)、宮城県(32.46%)、福島県(14.06%)、茨城県(18.70%)とあり⁽⁴²⁾、決して高い水準とは言い難い。要するに、東日本大震災では、被災県における住宅ローンを組み、家屋が全損した世帯の大半が地震保険(自助努力)による補償ではなく、実質的に公的資金によって補償されているといえる。

本制度を含む東日本大震災からの迅速な復興を成し遂げる手段として実施されたさまざまな公的資金注入措置による財政再建だけでなくわが国の厳しい経済・財政状況からの回復が十分にはかかれていない状況下で、近い将来発生が懸念されている関東大地震、首都直下地震、東海地震、東南海地震、南海地震等の復興においても同様の策が適用可能とは限らない。そのためにも、国民は日ごろから災害に備えて自助努力を高め、災害発生後、個々が速やかに生活再建を実行できるようリスクの分散をはかることが重要である。

特に住宅ローン世帯の地震保険加入の義務付けに関しては、貸付を行う金融機関側にしても火災保険同様、債権の未回収を防ぐ観点からみても十分合理的な根拠がある。この義務付けを公平に実施するためには、貸付を行う全ての金融機関が足並みをそろえる協定もしくは枠組の構築か、法整備や行政指導を構じる必要がある。

8. まとめ

これまで、本稿においては、大規模災害における地域の早期復興を上位目的に、被災者の生活再建を推進するための方策を検討してきた。

すでに、早期復興・被災者の早期生活復興に関してさまざまな提言がなされているが、積極的な地震保険の活用やその改善に言及したものは少ない。保険制度については、14世紀にはじまった海上保険制度からすでに約600年余りの歴史があり、保険業者を中心に様々な工夫が講じられているが、地震保険については、住宅所有者のうち、加入者が26.01%と十分な広がりをもっていない。

本稿では、十分に地震保険が普及していない主な理由を「高い保険料」であるとの前提に立ち、保険料の低減のため、地域的なバランスを踏まえた保険加入率の向上を推進する方策を検討した。その方策は、ローン設定時に地震保険への加入を義務化するものであり、それにより、従来の保険料を4割程度低減できることが試算できた。

保険料が安価となることにより、ローンが付帯していない住宅所有者にとっても地震保険の魅力が増し、一定程度の新規保険加入者があるものと考えられる。本稿の試算では、低減した保険料が4割程度と大きいことから、新規保険加入者数がかかなり多いものと期待できる。

ただし、ローン設定時に地震保険を義務化するためにはいくつかの課題をクリアする必要がある。

ある。

大きな課題の一つとしては、ローンを設定する金融業者による履行の担保である。これに関しては、地震保険に加入することにより、いざ地震により住宅が滅失した際にも、住宅所有者の再建の支えとなるとともに、貸付金融機関にとっても、債務不履行による損失がないことから、双方の利益になる点を強調し、政府による法整備や行政指導を提案したい。

9. 残された課題

本稿では、アンケート調査を実施しなかったことから、いくつかの課題が検討されていない。これらについては、今後、さらなる検討をすすめていく予定であり、その方向性のみ示しておきたい。

9.1 地震保険文化の普及

ローン設定に伴い地震保険に加入した人を、ローン完済後も継続加入させられる方策を検討する必要がある。多くの保険加入者は、その趣旨やメリットを理解し、継続するものと考えているが、継続割引等のインセンティブを設定するなどの継続への誘導策が必要である。これらについてアンケート等を含め、調査・研究を進めていく。

9.2 危険性細分化保険料の設定

地域や建物の耐震対策等により、個人個人により被災の危険性が大きく違っていることは、誰もが感じているところである。例えば、自動車保険などでも、年齢や年間の運行距離、運転免許の種類（ゴールドかそうでないか）等により、保険料率が違っており、こうした保険が人気をあつめている。また、さまざまな研究で、こうしたインセンティブが検討されているところである。そこで、アンケートを含め、加入者

の動向について、調査・研究を進めていく。

9.3 保険料の多寡による保険加入者の動向と、政府による補助

本稿では、ローン加入者に対する保険付帯の義務化のみによる保険料の低減を検討したが、本来的には、どのくらいの保険料であれば大多数の住宅所有者が地震保険に加入するのか、そのためにどのような施策をうつべきかという検討を進めるべきである。そこで、今後は、アンケートにより、保険料の多寡による保険加入者の動向を探り、場合によっては、政府等による補助の必要性についても調査・検討を進め、提言を行っていきたい。

10. 謝辞

小山達也兵庫県庁広報課課長補佐には、内閣府における防災関係諸法の整備、中央防災会議専門調査会の事務局や、兵庫県防災局での勤務経験から、政府における住宅再建政策の歴史と変遷、その考え方や、義援金を含めた住宅再建施策の現状と課題についての知見の提供と、課題解決の方向性について強い示唆をいただいた。また、査読者および編集委員の方々には本稿の内容や論旨展開に関して有益な助言をいただいた。ここに記して謝意を表する。

注

- (1) 宇都徳治編著『地震の辞典 第2版』（朝倉書店、2001）のデータを基に算出。
- (2) 内閣府 我が国で発生する地震—日本の地震分布から引用。
- (3) 理科年表（H.25 第86刷）778頁「世界の主な地震 2011年」のデータを基に算出。
- (4) 理科年表（H.25 第86刷）778頁「世界の主な地震 2011年」のデータを基に算出。
- (5) 警察庁緊急災害警備本部広報資料（平成24年12月19日）死者：15,878名、行方不明者：2,713名を基に算出。

- (6) 内閣府「資本ストック被害額推計」を引用。
- (7) 内閣府「阪神・淡路大震災教訓情報資料集—阪神淡路大震災の概要」死者：6,434名，行方不明者：3名を基に算出。
- (8) 内閣府「資本ストック被害額推計」を引用。
- (9) 兵庫県「阪神・淡路復興計画」を参考。
- (10) 被災者生活再建支援制度 支援金の額：①住宅の被害の程度に応じて支給する金額（全壊：100万円）②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（建設・購入：200万円）
- (11) 各災害の義援金の配分：募金・義援金の使い道まとめサイトのデータを引用
<http://dn.oyac.info/category/%E6%96%B0%E6%BD%9F%E7%9C%8C%E4%B8%AD%E8%B6%8A%E6%B2%96%E5%9C%B0%E9%9C%87%EF%BC%92%EF%BC%90%EF%BC%90%EF%BC%97%E5%B9%B4%E3%83%BB%E5%8B%9F%E9%87%91%E3%81%AE%E4%BD%BF%E3%81%84%E9%81%93/>（2012年12月20日確認）
- (12) 地震保険に関する法律とは，地震等による被災者の生活の安定に寄与するため，次の要件を備える地震保険を保険会社が引き受けた場合に，政府は再保険を行なうことができる：①居住の用に供する建物または生活用動産のみを保険の目的とすること，②地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災，損壊，埋没，または流失による損害のみをてん補すること，③特定の損害保険契約に附帯して引き受けること，④保険金額は，附帯される損害保険契約の保険金額の30/100から50/100までに相当する金額を原則とすること。
 財務省に地震保険審査会を置き，政府の再保険に関する事項についての保険会社の不服申立に対する審査を行なうほか，財務大臣の諮問に応じ，大災害時の損害額の認定および保険金の削除に関する事項について審議する。保険会社の地震保険事業に関する共同行為は，独占禁止法の適用を除外する。
- (13) 地震再保険特別会計とは，一定額以上の巨額な地震の損害を国が再保険することを内容とした地震保険制度の実施に当たり，その経理の状況を明確にするために昭和41年に設置された特別会計である。地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として，民間損害保険会社が負う地震保険責任を政府が再保険し，再保険料の受入れ，管理・運用のほか，民間のみでは対応できない巨大地震発生の際には，再保険金の支払いを行うために区分経理している。
- (14) 責任準備金とは，保険会社が将来の保険金や給付金を支払うために積立てているものである。
- (15) 損害保険の歴史：日本における損害保険は，奈良・平安朝時代の「義倉」（凶作の年に農作物を窮民に分け与える制度）や，室町時代以降に盛んになった「無尽」「頼母子講（たのもしこう）」など，災害にあった時にお互いに救済しあう制度は古くからありました。江戸時代には海上輸送業であった廻船問屋の間に海上保険に似た制度があったようです。しかし現在の保険制度は，明治期以降に欧米から輸入された近代的な保険制度を基に発展したものです。（「損害保険の歴史と未来」MS&ADインシュランスグループ<http://www.ms-ad-saiyou.com/2013/study/history.html>）（2012年12月20日確認）
- (16) 大数の法則：大量のデータを収集し，それらを統計手法により解析することで適正かつ安定した保険料率が求められる。
- (17) 国営地震保険制度とは，①単独地震保険契約と火災保険強制付帯保険契約の2本立てとする，②保険契約は保険会社が行い，政府が無制限の損失補償を行う，その後，政府出資法人（損保中央会）が全額再保険を引き受け，政府は，この法人に対し損失補償を行う，③保険事故は地震（含む津波），噴火等による火災，損壊，流失及び埋没とする，④保険の目的は，付帯契約については火災保険の目的と同一とし，単独契約の場合は，建物およびその付属設備，工作物，一定の場所にある動産のほか，運送品，汽車，電車，自動車，地上にある航空機，船舶等とする，⑤契約金額は，1戸または1世帯につき5万円を限度とし，1回の保険事故が30円未満の場合は免責とする，⑥保険期間は，火災保険付帯の場合は，火災保険と同じで，単独保険の場合は1年間に限る。
- (18) 地震保険法要綱案とは，①地震保険基金という法律に基づく政府出資法人が独立採算制により，地震保険事業および地震災害予防事業

を行うこととし、地震保険基金が保険会社を代理人として地震保険契約の引き受けを行う、②補償する損害は、地震（地震による津波を含む。）もしくは噴火またはこれらに関連する事故による火災、損壊、埋没、流失等により不動産、動産の被った損害とする、③任意保険と付帯保険の2本立てとし、付帯保険は、住家（住居および物品の販売、製造その他の住居以外の用途に供せられるものを含む。）または家財につき、民営の火災保険が成立し、その保険金額に住家1戸につき100万円または、家財につき50万円を超えないときは、地震保険基金と当該火災保険契約者との間に地震保険契約が成立したものとされ、その保険金額は当該火災保険金額の20%とする、④保険の目的は、建物およびその付属設備、工作物、一定の場所にある動産、車両等とし、その他大蔵大臣が必要と認める物件を追加指定できる。ただし、同一物件につき1回の保険事故によって補償すべき損害の額が一定額をこえるときは、地震保険審議会の承認を要する、⑤地震保険基金の補償すべき損害の額が責任準備金、支払備金および積立金（余剰金の全額を積み立てる。）の合計額を超える場合には、その超える部分につき政府は未払込の出資をすることとし、責任準備金、支払備金、積立金および基本金に相当する金額の合計額を超える場合には、保険金の削減を行うことができる。

- (19) 地震危険拡張担保特約とは、地震保険のように地震災害に備えて建物などを目的に火災保険等に付帯して契約するものである。但し地震保険とはまったく別のもので、対象となる物件や契約の引き受け方などもかなり違う。一般に地震保険と言っているものは家計地震保険とさしており、居住用の物件が対象となる。そのため居住部分のない事業用・企業用の物件は家計地震保険で契約することができない。これに対応するものが地震危険拡張担保特約（地震危険担保特約）と呼ばれるものである。これは本来誰でもどんな物件でも契約できるわけではなく、契約そのものも損害保険会社に申請を出した上で行うことになっている。
- (20) 地震保険引受要綱第Ⅰ案、第Ⅱ案
第Ⅰ案：住宅総合保険の契約時に必ずセッ

トで加入する案である。

適用物件：住宅総合保険が対象とするもの
引受方法：住宅総合保険と必ずセットで加入
担保危険：地震、噴火、津波による損害
支払条件：全壊、全焼、経済全損

支払額：住宅総合保険の保険金額の5%
第Ⅱ案：住宅総合保険に契約者の意思で付帯するか選択する案である。

適用物件：住宅総合保険が対象とするもの
引受方法：住宅総合保険に拡張担保として任意に付帯

担保危険：地震、噴火、津波による損害
支払条件：全壊、全焼、経済全損
支払い額：

住宅総合保険金額	地震保険金額
50万円未満の場合	5万円
5～100万円未満の場合	10万円
100～150万円未満の場合	20万円
150万円以上の場合	30万円 ただし、1構内 30万円とする。

- (21) 損害保険率算出機構「日本の地震保険制度—地震保険制度創設時の内容」を参考。
- (22) 損害保険率算出機構「日本の地震保険制度—地震保険制度の変遷」を参考。
- (23) 日本地震再保険株式会社「日本地震再保険の現状 2011—平成 23 年東北地方太平洋沖地震について」から引用。
- (24) 財務省 地震再保険特別会計に関する論点整理に係るワーキンググループ第5回（平成 24 年 9 月 8 日）議事要旨から引用。
- (25) 日本地震再保険株式会社「地震保険契約都道府県別世帯加入率表（平成 24 年 3 月末）」から引用。
- (26) 日本損害保険協会「地震保険都道府県別世帯加入率の推移」から引用
http://www.sonpo.or.jp/archive/statistics/syumoku/pdf/index/kanyu_jishin.pdf#search='1994%E5%B9%B4+%E5%9C%B0%E9%9C%87%E4%BF%9D%E9%99%BA%E5%8A%A0%E5%85%A5%E7%8E%87'（2013 年 1 月 20 日確認）
- (27) 民間の損害保険会社のインセンティブの問題：地震保険が普及しない理由として販売インセンティブがないことがよく指摘されている。主な理由として、①地震保険を強く進め

- ると火災保険にも加入してもらえなくなる、②民間の保険責額は限定されているが、積極的に地震保険を販売すれば、各損害保険会社が地再社から再保険を引き受ける割合が増えるため、地震保険にかかるリスクをより背負うことになる。つまり経営リスクの管理上販売に積極的ではない、③地震保険料には平均的な経費が認められるのみで、利潤が織り込まれていない、ノーロス・ノープロフィット原則である。
- (28) 生命保険加入率、平均年間保険料：財務省地震再保険特別会計に関する論点整理に係るワーキンググループ第3回（平成24年6月4日）議事要旨から引用。
火災保険加入率、平均年間保険料：日本損害保険協会 損害保険に関する全国調査報告書（2001年1月）から引用。
- (29) 国土交通省 耐震化の進捗について－住宅・建築物の耐震化の状況と支援制度の概要（平成23年1月21日）から引用。
- (30) 兵庫県住宅再建強制制度とは、①貯蓄・地震保険などの「自助」や、公的支援（「公助」）の限界を埋める、新しい「共助」（住宅所有者間の相互扶助）による住宅再建支援の仕組み、②小さな負担（年5千円）で、大きな安心（住宅の再建に600万円）を確保、③住宅の規模・構造や老朽度に関係なく、定額の負担で定額の給付、④異常な自然現象により生じるあらゆる自然災害を対象（例：暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等）、⑤財産の損失補てんの考え方に基づく地震保険と異なり、被災後の住宅の再建を支援する仕組み。
- (31) 地震補償保険リスタとは、地震保険や共済で地震に備える場合、その補償額は最大で火災保険の50%であるが、地震保険や共済にリスタを併用することで不足する生活再建費用を補うことができる。
- (32) 兵庫県庁 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の加入状況（平成24年11月30日）から引用。
- (33) 松島恵著 『損害保険入門』（成文堂、2008年）第2章6.地震保険の保険料を参考。
- (34) 財務省 地震再保険特別会計に関する論点整理に係るワーキンググループ第3回（平成24年6月1日）議事要旨にある持ち家・住宅ローン世帯の地震保険の加入率を総務省統計局による平成23年度の家計調査の結果を基に持ち家世帯数および住宅ローンを設定している世帯を算出。
- (35) 内閣府高齢社会白書（平成24年版）の第1－2－37図 我が国の人口構造と推移と見通しに記載されている人口数を引用。 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/whitepaper/w-2012/24pdfhonpen/pdf/1-2-2.pdf#search='%E4%BA%BA%E5%8F%A3%E5%8B%95%E6%85%8B+%E8%A6%8B%E9%80%9A%E3%81%97'>（2013年1月16日確認）
- (36) 国土交通省住宅局 わが国の住宅金融の現状について－住宅ローンの新規貸出額及び貸出残高（平成22年1月）から引用。
- (37) 財務省 地震保険制度の概要－地震保険の保険料「保険金額1,000万円あたり保険期間1年につき」を基に平均年間保険料を算出。 http://www.mof.go.jp/financial_system/earthquake_insurance/jisin.htm（2012年12月21日確認）
- (38) 国土交通省住宅局 わが国の住宅金融の現状について－住宅ローンの新規貸出額及び貸出残高（平成22年1月）から引用。
- (39) 財務省 地震再保険特別会計に関する論点整理に係るワーキンググループ第3回（平成24年6月1日）議事要旨から引用。
- (40) 金融庁 東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者及び債権額（被災3県（岩手県、宮城県、福島県）に所在する金融機関からのヒアリング結果）（平成24年12月）の①約定返済を一時停止している債務者及び当該債務者向け債権額（24年9月末現在）の調査結果を引用。
<http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20121221-1/01.pdf>（2013年1月15日確認）
- (41) 金融庁 東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者及び債権額（被災3県（岩手県、宮城県、福島県）に所在する金融機関からのヒアリング結果）（平成24年12月）の①約定返済を一時停止している債務者及び当該債務者向け債権額（24年9月末現在）の調査結果を引用。金融庁 東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者及び債権額（被災3県（岩手県、宮城県、福島県）に所在する金融機関からのヒアリング結果）（平成24年12月）の②正式に条件変更契約を締

- 結した債務者数及び当該債務者向け債権額（23年3月11日～24年9月末）の調査結果を引用。
<http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20121221-1/01.pdf>（2013年1月15日確認）
- (42) 日本地震再保険株式会社 地震保険契約都道府県別世帯加入率表（平成22年3月）の結果を引用。
http://www.nihonjishin.co.jp/topics/t100901_1.pdf#search=%E5%B9%B3%E6%88%9022%E5%B9%B4+%E5%9C%B0%E9%9C%87%E4%BF%9D%E9%99%BA+%E5%8A%A0%E5%85%A5%E7%8E%87（2012年12月23日確認）
- 参考文献**
- [1] 国立天文台編『理科年表 平成25年第86冊』（丸善出版, 2012年）
- [2] 宇津徳治編『地震の事典—第2版』（朝倉書店, 2001年）
- [3] 黒川松男著『地震保険の法理と課題』（成文堂, 2004年）
- [4] 清水香著『地震保険はこうして決めなさい』（ダイヤモンド社, 2011年）
- [5] 損害保険協会「損害保険に関する全国調査報告書」（2001年11月）
- [6] 高橋康文著『地震保険制度』（金融財政事情研究会, 2012年）
- [7] 永井隆昭編著『図解よくわかる地震保険』（B&T ブックス日刊工業新聞社, 2011年）
- [8] 松島恵著『損害保険入門』（成文堂, 2008年）
- [9] 損害保険料率算出機構「日本の地震保険（2012年）http://www.nliro.or.jp/disclosure/q_ofjapan/index.html（2012年12月20日確認）
- [10] 日本地震再保険株式会社「日本地震再保険の現状」（2011年, 2012年）
<http://www.nihonjishin.co.jp/disclosure/index.html>（2012年12月20日確認）
- （原稿受付日：2012年12月25日）
（掲載決定日：2013年1月23日）